

# 浜松市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

財務部アセットマネジメント推進課

## 第1 総則

### 1 概要

浜松市では、平成25年度より「ネーミングライツ」を導入しています。この制度は市有財産を活用することから、対象となる施設等の公共性を損なわず、本来の運用目的に支障を生じさせないように実施しなければなりません。

本ガイドラインは、ネーミングライツの導入について適正な運用を図るため、制度の内容と基本的な取扱いをまとめたものです。

### 2 定義

ネーミングライツ (naming rights) は、直訳すれば「命名権」です。ここで定義するネーミングライツとは、市と民間事業者等の契約により、民間事業者等が一定期間、市の施設等に通称を付与する権利を得る代わりに、市がその対価として契約料等を得ることを目的とした制度です。この契約により、民間企業等が、施設等の所有権や運営権等、命名権以外の権利を取得するものではありません。

このガイドラインでは、本市とのネーミングライツ契約により命名権を取得し、スポンサーとなる民間事業者等を「ネーミングライツパートナー」と称します。

## 第2 ネーミングライツの導入

### 1 目的

ネーミングライツの導入は、本市の新たな財源を創出し、当該施設の良好な管理運営を維持するとともに、民間事業者等の広告活動の機会を拡大することにより、市・民間事業者等の双方が施設の知名度を向上させ、施設の積極的な活用を促進することを通じて地域経済活動の活性化に役立てることを目的とします。

### 2 効果

ネーミングライツを導入することで、市の施設には、条例上に示された「名称」とは異なる名称（以下、「通称」とします。）が付与されます。条例上の名称は変更されませんが、契約期間中、導入施設等には通称の看板等を設置することができ、市は通称を積極的に使用することになります。また、契約により市が得た契約料等は、原則、

契約が実施された施設の整備や管理運用等の費用に活用されます。その結果、次のようなメリットが得られます。

①ネーミングライツパートナー

- ・通称に企業名や商品名を付与することにより、広告効果を期待できます。
- ・市の財源になることは市民等へのサービス向上に寄与し、CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）を果たすことにつながります。本事業に合わせて、施設への協働活動等を行うことで、地域・社会貢献を PR でき、イメージアップが図れます。

②市民等・市

- ・市が得た契約料等は契約施設の整備や管理運営等に活用され、市の財源確保への貢献となります。
- ・広告活動機会が向上することにより、施設の知名度等が向上し地域全体のイメージアップや活性化が期待できます。
- ・施設の利用率の向上により、安定した施設経営に取り組むことが可能となります。

### 3 対象施設

対象施設は、スポーツ施設、文化施設、集会施設、公園、道路横断施設など、不特定多数の市民等が利用する公共施設等及びそれらの部分や施設に附属する設備・工作物等とします。ただし、市役所・区役所等の庁舎、学校、病院等や施設名称の設定に経緯があったもの、または施設の性格上、ネーミングライツの導入施設として適当でないとし判断するものは、対象外とします。

対象施設で新築・改築や大規模改修工事等を予定している施設所管課等は、ネーミングライツの積極的な導入を検討します。

### 4 導入の型式

ネーミングライツを導入する為には、次の2つの型式があります。

① 施設特定型

施設所管課等が施設を特定し、ネーミングライツパートナーを募集する方法です。

② 提案型

民間事業者等から施設を指定して提案があった場合は、「浜松市発案・提案型官民連携制度」を活用します。提案型の受付は、随時行っています。

《浜松市発案・提案型官民連携制度》制度担当課：総務部政策法務課経営推進担当  
現在実施している又は今後実施する方針を決定している全事業で、民間事業者等の資金、経営能力及び技術的能力を活用した事業発案・提案の募集をしています。当制度は、「浜松市発案・提案型官民連携制度実施要領」に基づき運用します。

## 5 導入までの流れ

導入までの事務は、施設所管課等で行います。ここでは基本的な手順を示します。

提案型で、審査・検討の結果、事業化の決定がなされた場合は、その後の手続きは施設特定型の施設選定後からのものと同様になります。手続きのイメージは、巻末の「ネーミングライツ導入手続きの基本フロー」を参考としてください。

### (1) 施設特定型

- ① 施設所管課等による対象施設の選定
- ② 市民等への説明会等（※任意）
- ③ 導入条件の決定（及び施設の特性等を考慮した募集要項の作成）
- ④ ネーミングライツパートナーの募集
- ⑤ 選定会議による応募内容選考審査
- ⑥ 優先交渉権者の決定
- ⑦ 関係者及び市民等への報告
- ⑧ 広告審査委員会による導入検討に関する審査
- ⑨ ネーミングライツパートナーの決定及び契約締結
- ⑩ 市民等への周知
- ⑪ 通称の使用開始

### (2) 提案型

- ① 民間事業者等からの事前相談（官民連携推進窓口）
- ② 提案書の受付
- ③ 施設所管課等による事業化への可能性の検討
- ④ 発案・提案型官民連携制度推進会議による審査
- ⑤ 施設所管課等による事業化の検討
- ⑥ 事業化の決定（市の公式ホームページや報道発表等により公表）
- ⑦ (1)施設特定型②～⑪

## 6 導入条件の決定

通称は、“民間事業者等からの提案”により決定されます。民間事業者等が自由度の高い提案ができるよう、導入条件は必要最小限に設定します。また、募集要項は、施設等の特性を考慮し、その運営に支障をきたすことがないように作成します。ネーミングライツの導入による市民等への影響が大きい施設等は、事前に市民等への説明会を開催する必要があります。

## 7 契約料等の設定

契約料等の最低金額等は、対象となる施設等の規模・利用者数・参加者数・地理的要件等により、広告効果を総合的に勘案し、施設ごとに設定します。施設所管課等は、最低金額等の妥当性及び契約料等の使途が明確となるよう、財政部局と協議し、設定します。また、金銭に限らず、金額換算ができる役務の提供又は物品等の提供とすることも可能です。

## 第3 ネーミングライツパートナーの募集

### 1 応募資格

ネーミングライツに応募可能な民間事業者等は、法人格を有する団体に限定します。さらに、本市のネーミングライツパートナーとして、ふさわしい資力及び責任を持って安定的に実施することができる団体であることを条件とします。ただし、条件を満たす団体で構成する「共同体」は、法人格を有することを求めないものとします。

指定管理者制度導入施設で、指定管理者と競合する民間団体等、施設の管理運営に支障をきたす可能性がある場合、または施設の性格等により市が応募対象を制限することが必要と判断される場合は、募集要項にてその旨を明示します。

なお、原則として以下に該当しないことを条件とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）、暴力団員等と密接な関係を有する者、これらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人）となっている法人その他の団体に該当する者
- (3) 法人市民税等の租税公課を滞納している者

### 2 募集

募集要件については、次の通りです。

#### (1) 公表・募集期間

市の公式ホームページや報道発表等により公表し募集します。募集期間は、原則、その年度内で2ヶ月以上の期間を定めて行うものとします。

#### (2) 募集形式

ネーミングライツパートナーを公募する際は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定します。

(3) 応募書類

施設特定型の応募書類は、様式1、様式2、様式3及び様式4を用います。添付書類について、審査等の段階で市が必要と判断した場合には、決算書類等の追加提出を求めることができます。なお、応募内容の公表は、市民等への報告等の目的に限定し、優先交渉権者及びその提案のみとします。

(4) 応募に要する経費

応募に要する経費は、応募された民間事業者等の負担とします。

### 3 審査・決定

審査・決定の手続きは、次の通りです。

(1) 選定会議の設置

採否等に係る審査のため、募集施設ごとに選定会議を設置します。選定会議で応募書類を審査し、必要に応じて、応募された民間事業者等にヒアリングを行います。選定会議は、施設所管部長を委員長とする会議（各部内で開催される検討会議等）として開催します。

(2) 審査基準

選定会議の審査は、様式5に挙げる項目を参考に、総合的に評価し、優先交渉権者を決定します。

(3) 市民等への報告

施設所管課等は、市の公式ホームページや報道発表等により、優先的交渉権者及びその提案について、市民等に報告します。実施期間は、1ヶ月程度とします。

(4) 広告審査委員会での審査

選定会議による審査、市民等への報告後、広告掲載要綱（平成18年施行）に基づき、市有資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することの視点から、浜松市広告審査委員会での審査します。

(5) 決定

市は、審査の内容・結果を踏まえ、ネーミングライツパートナーを決定します。

## 第4 ネーミングライツパートナーとの契約

### 1 契約期間

契約期間は、原則として3年以上とします。ただし、指定管理者制度導入施設については指定期間を考慮し、適切な契約期間を設定します。契約期間内は、利用者等の混乱を避けるため、社名変更などやむを得ない事情がある場合を除き、通称の変更はできません。変更事由が発生した場合は、市と協議を行います。

### 2 契約締結・更新

契約は、協議により契約条件について合意に達した上で締結します。

また、ネーミングライツパートナーは、契約期間満了前の、契約書に定められた期間において、契約の延長を申し入れ、次回契約期間に関して優先的に交渉することができるものとします。ただし、市は契約延長の申し入れ期間の前に競合の可能性等により次期契約者について公募を行うことが適当と判断した場合や、申し入れが無かった場合、申し入れがあっても交渉が整わない場合、契約を更新せず公募を行うことができます。なお、契約期間満了後に対象施設のネーミングライツ導入を終了することが決定している場合は、ネーミングライツパートナーからの申し入れの有無にかかわらず、契約の更新を行わないことができます。

### 3 ネーミングライツパートナーの取消・契約解除

ネーミングライツパートナー決定後及び契約締結後に、応募資格要件を欠くことが判明した場合や、民間事業者及びその団体員等の社会的信用を損なう行為により当施設のイメージが損なわれる恐れがある場合など、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるときは、市は、ネーミングライツパートナーの取消及び契約の解除ができるものとします。その場合、原状回復に必要な費用等は、当該民間事業者等が負担するものとします。

なお、市の事情や市の責による契約の内容に適合しない事由の発生により、ネーミングライツの維持が困難となり、契約を解除した場合についての原状回復に必要な費用は、市が負担するものとします。

### 4 契約料等の返還

すでに納付された契約料等については、原則、還付しません。ただし、ネーミングライツパートナーの責めに帰すことができない事由により契約の解除に至る場合には、契約期間の残期間に相当する契約料等を返還します。

## 5 通称への表示変更に係る費用の負担

### (1) サイン等の表示変更

ネーミングライツ導入時及び契約期間満了時において、施設等の内外に通称を表示する看板や案内、道路標識等（以下、「サイン等」とします。）の新設や変更の改修を行います。募集要項等で指定した箇所以外にも、関係機関等と協議の上、協力可能な範囲でサイン等を設置することが可能です。これらのサイン等の新設や表示変更、原状回復に係る費用については、契約料等とは別に、原則、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。

### (2) 印刷物やホームページ等の表示変更

印刷物やホームページ等の表示変更に係る費用については、原則、ネーミングライツパートナーが負担します。ただし、市が発行する観光パンフレット等を新規に作成する場合や、市のホームページ、施設予約システム「まつぼっくり」等の表示変更についての費用は、市が負担します。

### (3) その他

募集要項で定めていない内容等は、契約締結までに、市とネーミングライツパートナーで協議し、取り決めます。また、指定管理者制度導入施設においては、指定管理者も含む三者による協議となります。

## 6 結果の公表

今後もネーミングライツを促進していくため、契約に至った応募・提案内容について以下のものを公表し、報道機関やホームページ等を通じて、PRを行うよう努めます。なお、契約に至らなかった応募・提案については、公表は行いません。

- ① ネーミングライツパートナー名
- ② 通称
- ③ 契約料等
- ④ 契約期間
- ⑤ 応募趣旨や地域貢献等の内容等

## 第5 その他

本ガイドラインは、ネーミングライツの運用状況及びその他の状況等を考慮し、適宜見直しを行います。

## 第6 施行期日

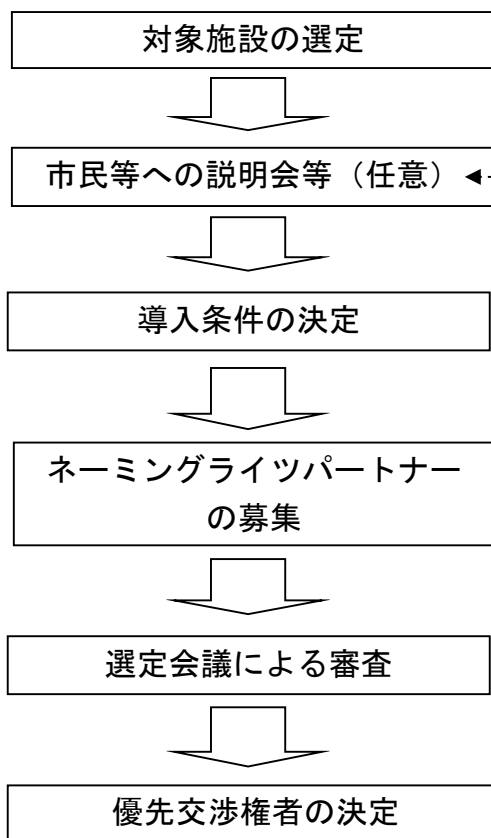
平成29年12月1日より施行

- ・第1回改訂 平成31年4月1日施行
- ・第2回改訂 令和3年4月1日施行
- ・第3回改訂 令和4年10月1日施行
- ・第4回改訂 令和6年3月25日施行



## ネーミングライツ導入手続きの基本フロー

### (1) 施設特定型



### (2) 提案型

